

平成28年4月5日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

〒981-3408

宮城県黒川郡大和町松坂平8丁目3番2号

大和薬品株式会社

届出者氏名 代表取締役 黒田 卓郎

電話番号 022-345-3001

| | |
|--|--|
| 説明会開催日時 | 平成28年4月4日 13時35分から14時00分 |
| 説明会開催場所 | まほろばホール(大和町ふれあい文化創造センター) |
| 説明会参加者数 | 3社(3名) |
| 説明会参加者の範囲 | 仙台北部中核第1工業団地 (大和町 町民生活課の指導による) |
| 公告の方法及び日時 | 全41社 3月18日 午前中にFAXで送付 |
| 説明会における意見及びそれに対する回答・対応内容(第9第3項、第15第3項の規定により提出された意見書等がある場合は、その写し及びそれに対応方針を含む) | <p>1. Q : 40m³地下ピットは、通常、雨水も流入するか。 その状態でローリーから流出した産業廃棄物を飲み込めるか。</p> <p>A : 雨水側溝は、地下ピットから排水口方向へ勾配があり、通常では雨水は流入しない。 排水口にキャップをした状態で、雨水側溝に漏洩した液がいつぱいになると、地下ピットに流れ込む。(図面で説明しました。) 通常の化学薬品や産業廃棄物を同時に2台(=20m³)を越えて受入れることはない。 下記の雨水側溝、地下ピット断面図を参照下さい。</p> |
| 本報告書の公開の方法及び日時 | 弊社ホームページに、平成28年4月5日から公開した。 |

注 1 記入内容が多い場合は別紙として添付すること。

2 説明会等の周知資料(公報、広報紙、新聞記載記事、チラシ等)及び説明会資料を添付すること。

2016年4月4日

産業廃棄物中間処理 施設設置計画説明会

大和薬品株式会社
代表取締役 黒田 卓郎

S-01

会社概要

- ・ 所在地 宮城県黒川郡大和町松坂平8丁目3-2
- ・ 設立 1953年6月
- ・ 従業員 21名（男13名、女8名）
- ・ 業務内容 化学工業薬品の製造販売
- ・ 取扱品目
 - ・ 無機薬品 塩酸、硫酸、苛性ソーダ等
 - ・ 有機薬品 メタノール、アセトン、MEK等
 - ・ 水処理薬品 PAC、硫酸バンド、ポリ鉄、凝集剤
 - ・ 業務用クリーニング資材
洗剤、柔軟剤、漂白剤、ポリ製品等

S-02

弊社の再資源化の取組み

- ・ 1990年 山形のアルミ電解コンデンサ工場から発生する塩酸系及び硫酸系の廃液を排水処理用無機凝集剤として製紙工場への販売を開始
- ・ 2005年6月 ISO14001の認証を取得し、廃液の再資源化を促進

S-03

2014年度再資源化実績

| コード | 商 品 名 | 数 量 |
|-------|----------------------|------------|
| 7172 | 栄養剤(廃リン酸を原料にした) ローリー | 461,550 |
| 7821 | 50%副生リン酸 20kg | 64,740 |
| 50062 | 汚泥燃料 | 1,586,130 |
| 50251 | 副生硫酸バンド ローリー | 6,786,750 |
| 50516 | 水酸化アルミニウム パラ | 707,310 |
| 50549 | 水酸化カルシウム ローリー | 72,000 |
| 50562 | ソーダ灰(期限切れ、不良在) | 124,700 |
| 99001 | 塩化アルミニウム ローリー | 7,098,940 |
| | 合 計 | 16,902,120 |

S-04

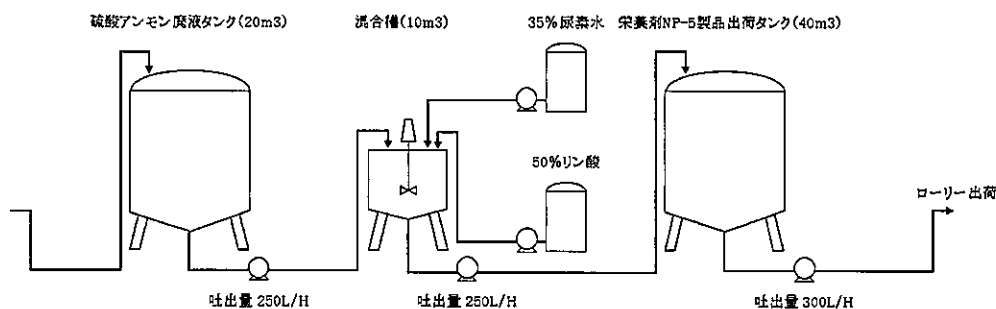
排水処理用薬品

| 項目 | 種類 | 製品名 |
|-------|--------|-----------------|
| PH調整剤 | 酸 | 硫酸、塩酸、 |
| | アルカリ | 苛性ソーダ、消石灰 |
| 無機凝集剤 | アルミ系 | PAC、硫酸バンド、LAC |
| | 鉄系 | 塩化第二鉄液、ポリ鉄 |
| 栄養剤 | 好気性 | 尿素水、硫酸アンモン、リン酸 |
| | 嫌気性 | メタノール |
| その他 | フッ素固定剤 | 消石灰、塩化カルシウム、リン酸 |
| | 分解剤 | 過酸化水素水、硫酸第一鉄 |

産業廃棄物をこの様な排水処理用薬品に再資源化する。

S-05

- ① 硫酸アンモン廃液(廃酸)に尿素とリン酸を加え、活性汚泥処理の栄養剤に再資源化
 濃度が一定でない硫酸アンモン廃液に尿素とリン酸を加え、N:P=4:1の好気性処理用栄養剤を製造する。

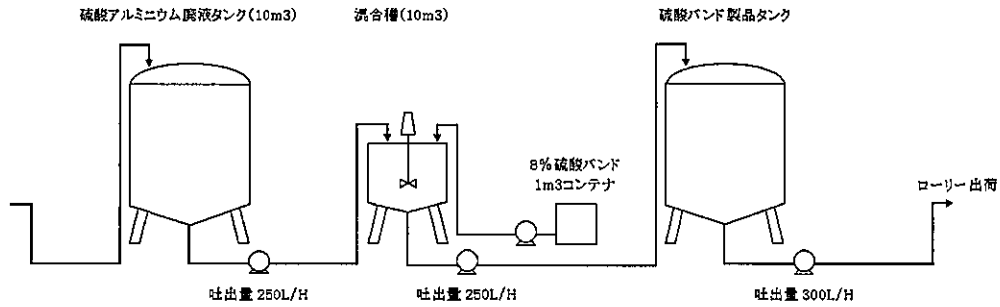


| 作業項目 | 時間 | 備考 |
|----------------------------|------|---------|
| 1. 硫酸アンモン廃液タンクから混合槽へ移送 | 40分 | 移送後攪拌開始 |
| 2. 35%尿素水、50%リン酸を規定量を投入。 | 20分 | |
| 3. 攪拌を停止し、サンプリング及び濃度分析 | 60分 | |
| 4. 栄養剤NP-5製品タンクへ移送 | 40分 | |
| 5. 栄養剤NP-5製品タンクへの移送配管エアブロー | 10分 | |
| 作業時間合計 | 170分 | |

S-06

② 硫酸アルミニウム廃液(特管廃酸)に硫酸アルミニウムを加え、硫酸バンドに再資源化

濃度が一定でない硫酸アルミニウム廃液に硫酸アルミニウム加え、 $Al_2O_3=1.0\%$ の硫酸バンド(無機凝集剤)を製造する。(通常の硫酸バンドの濃度は $Al_2O_3=8\%$)

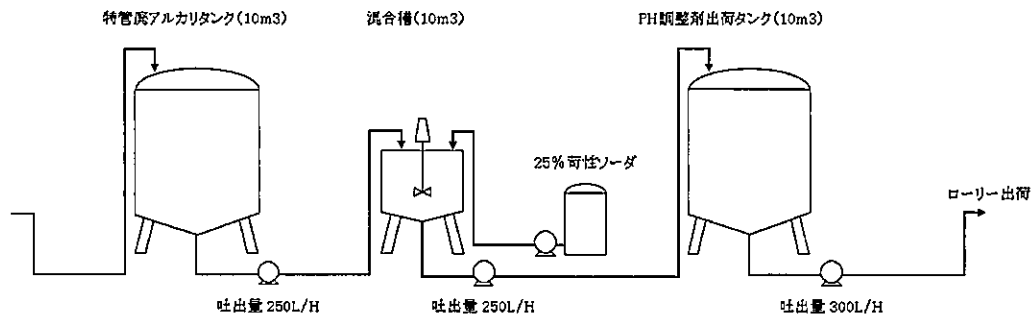


| 作業項目 | 時間 | 備考 |
|--------------------------|------|---------|
| 1. 硫酸アルミニウム廃液タンクから溶解槽へ移送 | 40分 | 移送後攪拌開始 |
| 2. 8%硫酸バンドを規定量を投入。 | 20分 | |
| 3. 攪拌を停止し、サンプリング及び濃度分析 | 30分 | |
| 4. 硫酸バンド製品タンクへ移送 | 40分 | |
| 5. 硫酸バンド製品タンクへの移送配管エアブロー | 10分 | |
| 作業時間合計 | 140分 | |

S-07

③ アルミン酸ソーダ廃液(特管廃アルカリ)に苛性ソーダを加え、PH調整剤に再資源化

分解し易いアルミン酸ソーダに苛性ソーダを加え、品質を安定化する。

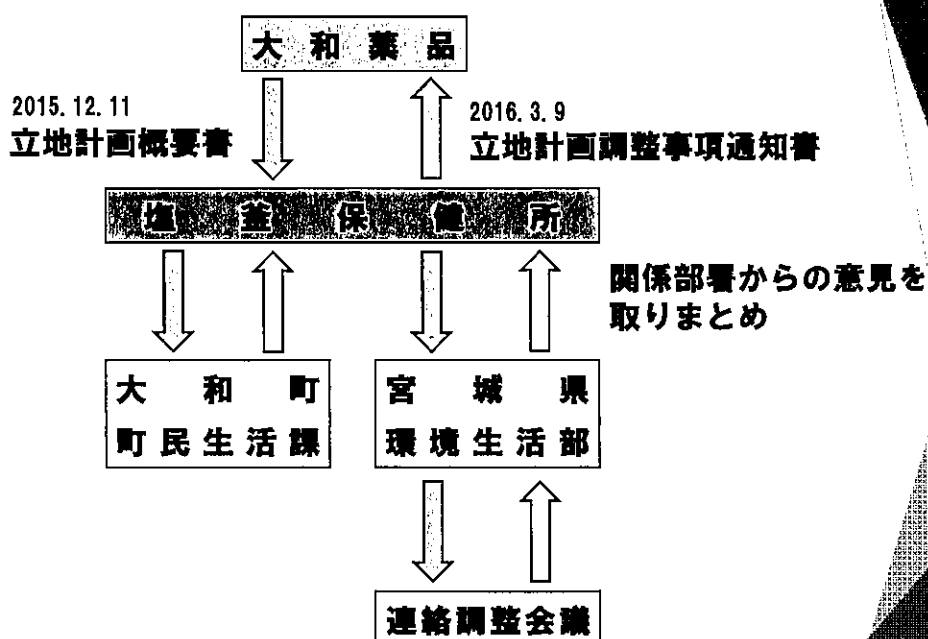


| 作業項目 | 時間 | 備考 |
|--------------------------|------|---------|
| 1. 特管廃アルカリタンクから溶解槽へ移送 | 40分 | 移送後攪拌開始 |
| 2. 25%苛性ソーダを規定量を投入。 | 20分 | |
| 3. 攪拌を停止し、サンプリング及び濃度分析 | 60分 | |
| 4. PH調整剤製品タンクへ移送 | 40分 | |
| 5. PH調整剤製品タンクへの移送配管エアブロー | 10分 | |
| 作業時間合計 | 170分 | |

S-08

ここまでが、前回（平成27年11月5日）の説明会の概要です。

平成27年12月に提出した弊社の産業廃棄物中間処理施設設置計画書＝『立地計画概要書』について、連絡調整会議にて審査が行われましたが、①環境対策課、②農業振興課、③道路課、④建築宅地課から意見書＝『立地計画調整事項通知書』が届き、この意見書に対する弊社の対応・対策を、スライドS-09以下でご説明させていただきます。



S-09

連絡調整会議

| | |
|-------------|---------------|
| 1. 地域復興支援課 | 10. 森林整備課 |
| 2. 長寿社会政策課 | 11. 都市計画課 |
| 3. 障害福祉課 | 12. 道路課 |
| 4. 医療調整課 | 13. 河川課 |
| 5. 環境対策課 | 14. 港湾課 |
| 6. 自然保護課 | 15. 防災砂防課 |
| 7. 農業振興課 | 16. 建築宅地課 |
| 8. 水産業基盤整備課 | 17. 教育庁文化財保護課 |
| 9. 林業振興課 | |

S-10

環境対策課

○悪臭

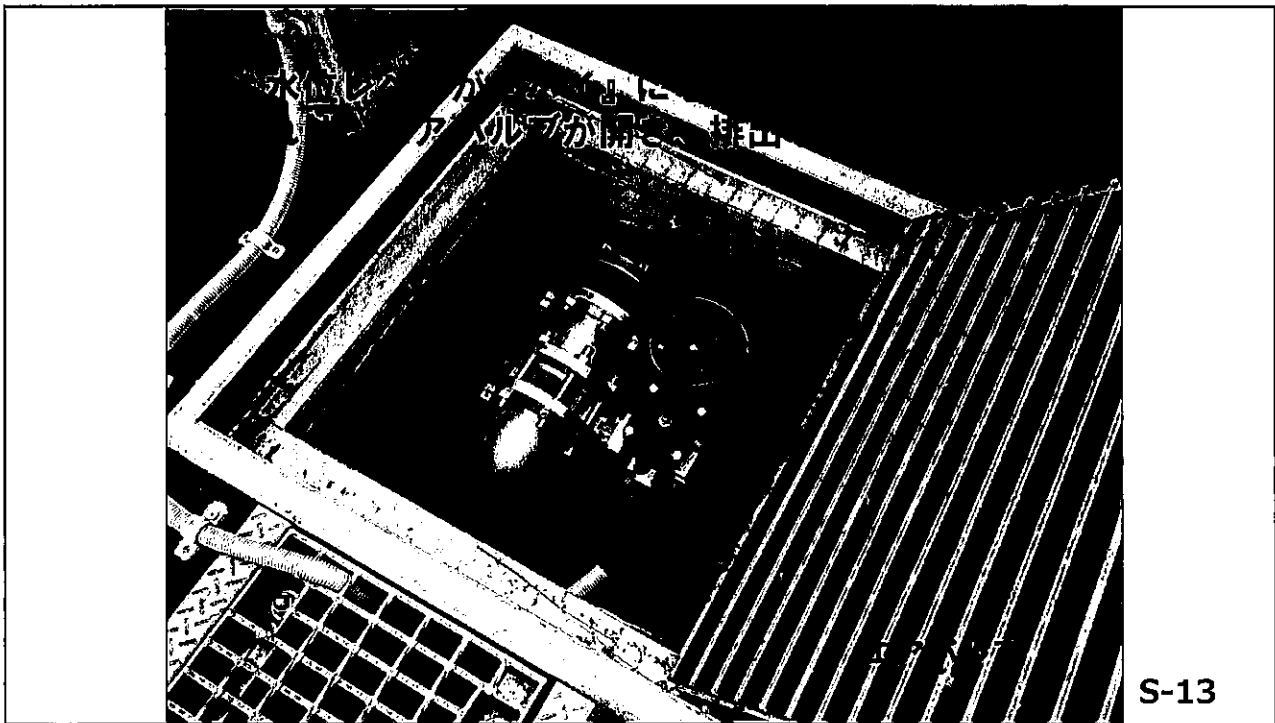
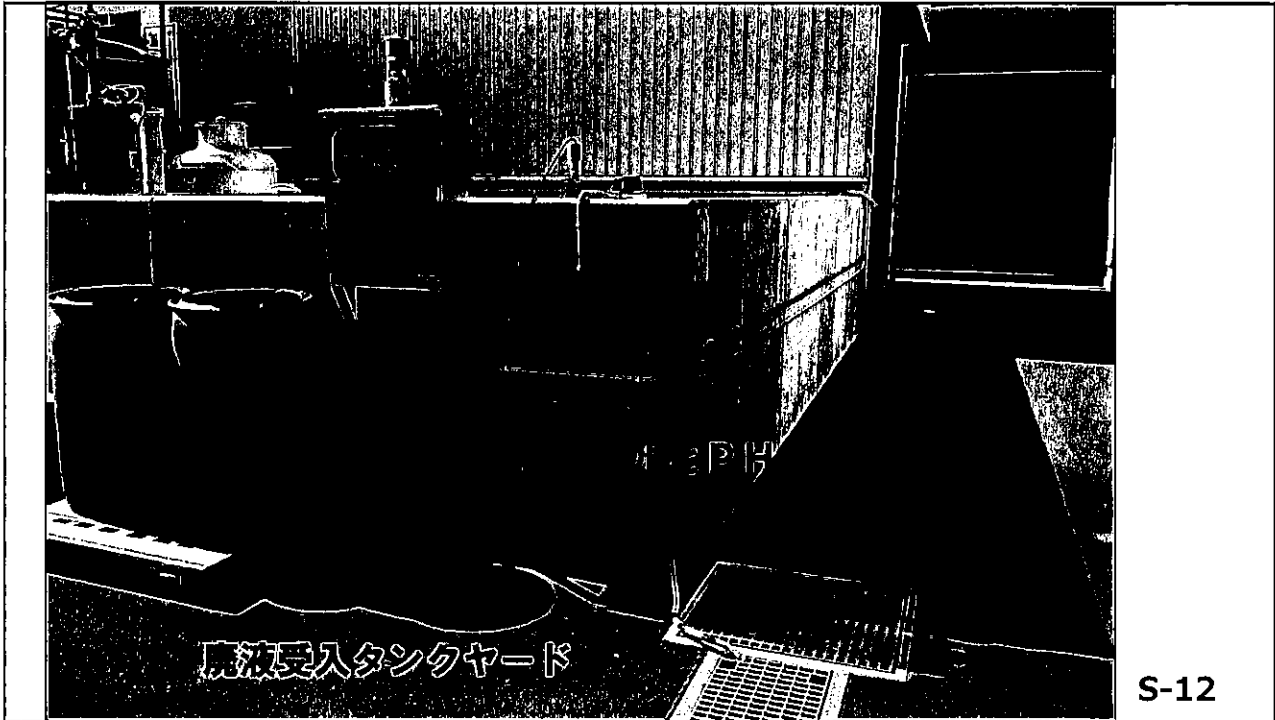
当該事業所から発生する臭気により、近隣者から苦情が発生しないよう、周辺環境に配慮の上事業を進めてください。

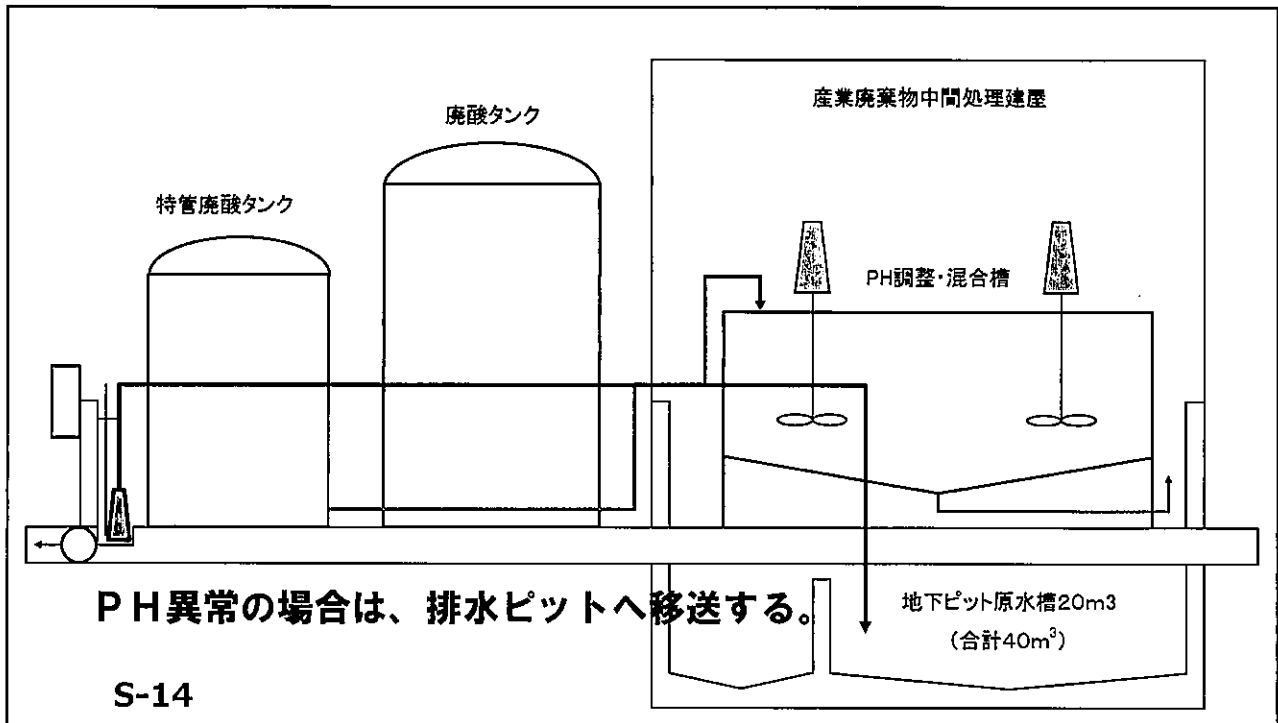
弊社では、異臭、悪臭、刺激臭のある産業廃棄物は扱いません。

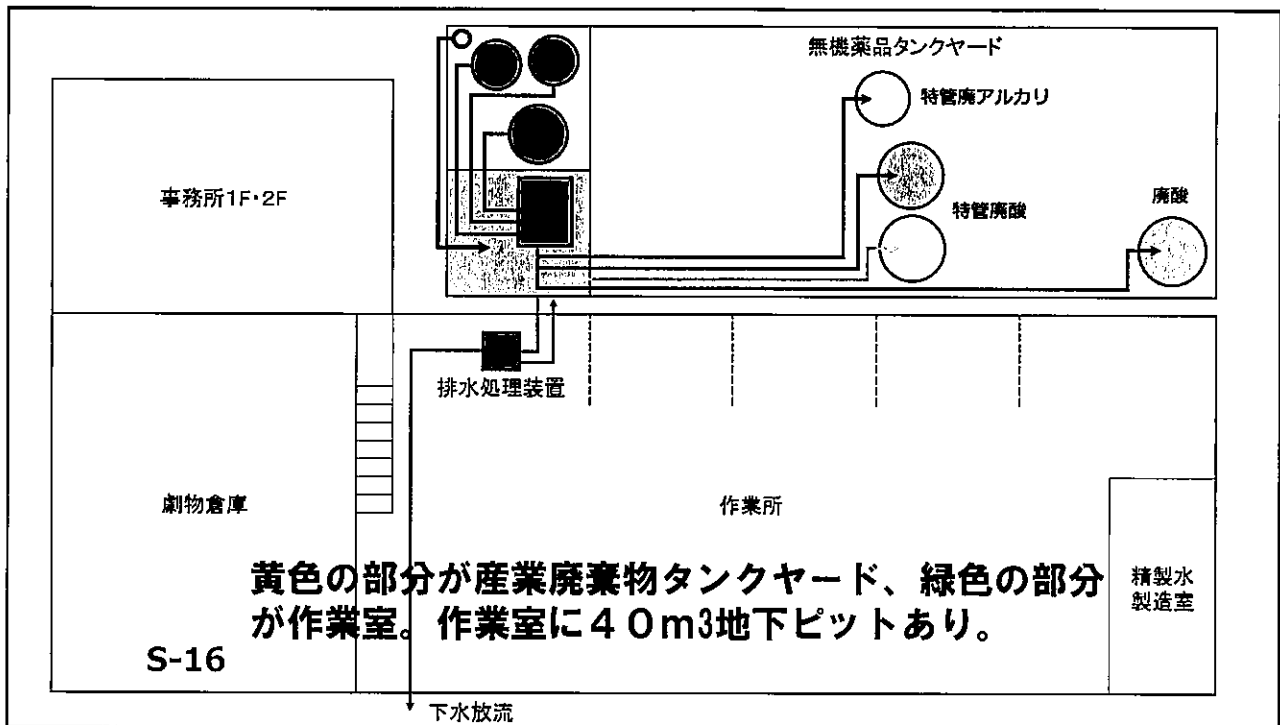
○水質汚濁防止法

雨水の排水にあたっては、公共用水域及び地下水の汚染等がないよう、施設の維持・管理に留意してください。

S-11





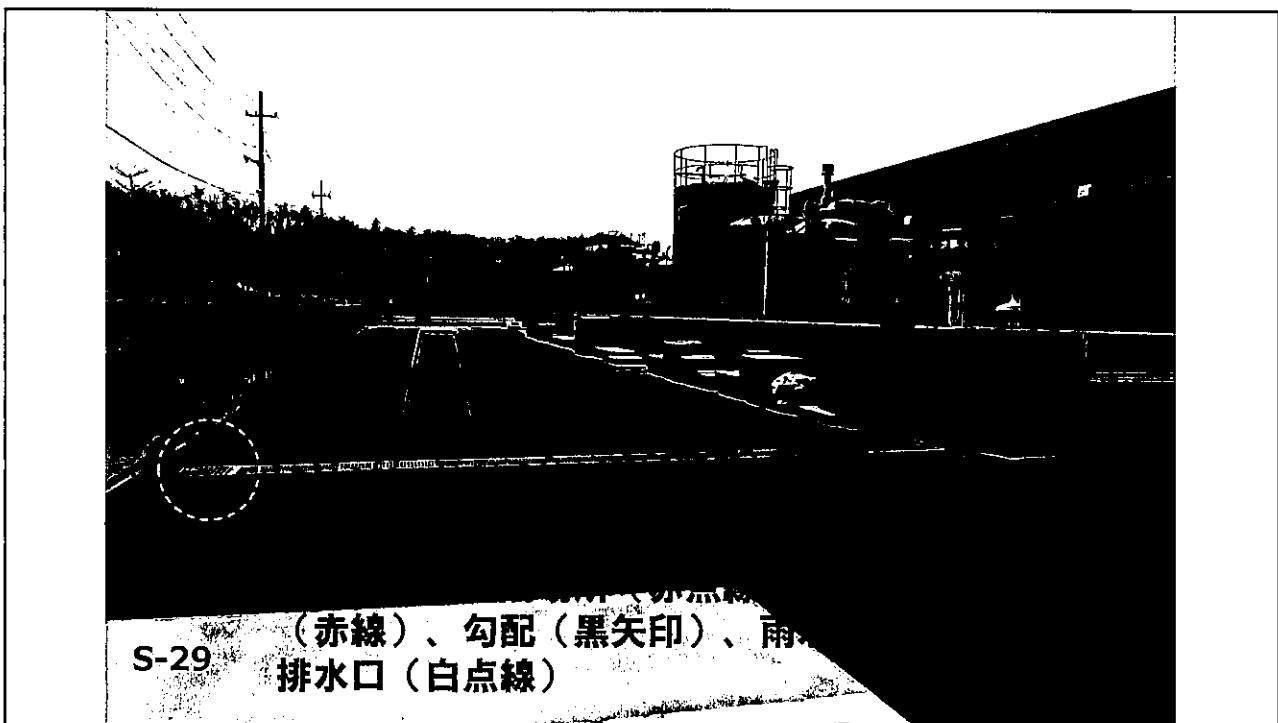
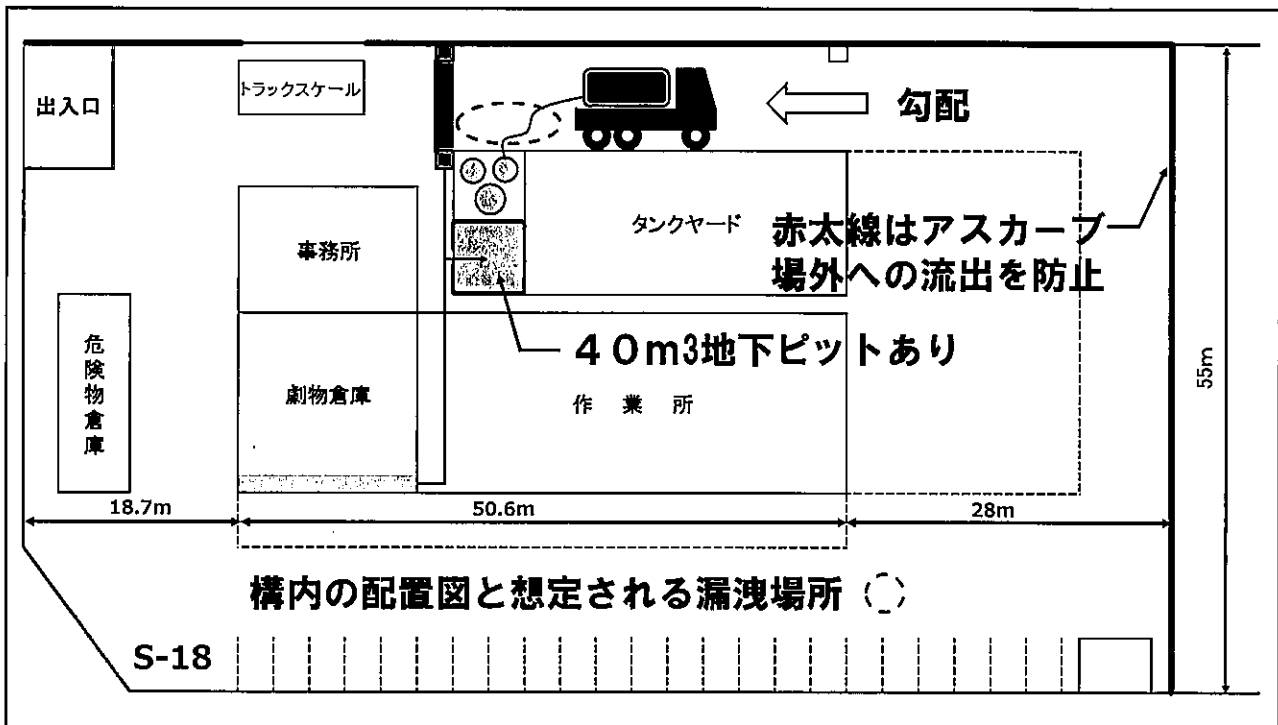


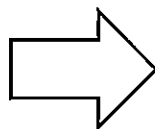
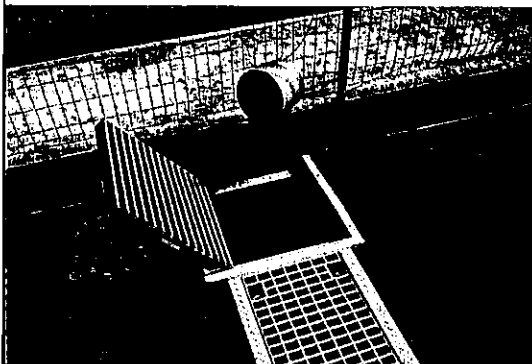
農業振興課

○周辺農地への影響について

本事業計画地は、仙台北部中核工業団地内であるが、雨水経路である身洗川に沿って圃場が広がっていることから、雨水・排水により、栄農環境に影響を及ぼさないよう、十分な措置を講じてください。

S-17





雨水枡と排出口

薬品受入手順書：ローリーから廃液・薬品を移送する前に、排出口を「閉」にする。

日常点検、月次点検、年次点検にて、設備の状態を把握し、施設の維持管理に努めます。

S-20

道路課

○搬入車両について

産業廃棄物の搬出入車両が、一般的制限（幅2.5m、長さ12.0m、高さ3.8m、総重量20.0t）のいずれかを超える場合は、特殊車両通行許可申請が必要になります。

今回、産業廃棄物の収集運搬は行いませんが、取引業者には、指示徹底致します。

S-21

建築宅地課

○建築基準法関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1項第1号から同項13号の2に該当しないため、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可は不要です。なお、建築行為がある場合には、建築確認が必要です。

新たに建築するものではありません。

S-22

建築宅地課

○都市計画法による開発許可関係

市街化区域内で、1000m²以上の開発行為を行う場合は、都市計画法第29条第1項の規定による許可が必要です。

当面、この場所から拡張する予定はありません。

S-23

ご清聴ありがとうございました。

宮城県黒川郡大和町松坂平8丁目3番2号
大和薬品株式会社

S-24